



誰もが安心して暮らし続けられるために

「東海村障がい者合理的配慮推進事業」の申し込みを受け付けます

村では、障がい者への差別をなくし、障がいのある方もない方も、共に安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進するため、事業所等が合理的配慮(それぞれの障がい特性や困りごとに合わせた配慮)を行う際にかかる費用を助成します。

【対象】

商店や飲食店など多くの方が利用する店舗等を経営する事業主または、自治会やボランティア団体等 ※合理的配慮に係る啓発等の取り組み(店舗内での啓発チラシの配置や、従業員・構成員への研修の実施等)を実施する事業主等に限りま

【助成額等】

- ▽コミュニケーションツール(コミュニケーションボードや点字メニュー)の作成…助成限度額1万円
- ▽合理的配慮推進物品(筆談ボード、折り畳み

式スロープ、難聴対応スピーカー等)の購入…助成限度額5万円

▽合理的配慮推進工事(階段等の手すりの設置、段差解消のためのスロープ設置等)の施工…助成限度額10万円 ※自ら所有または借用(家主との調整が可能な場合のみ)する物件等に限りま

【申し込み・問い合わせ】

村公式ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、総合相談支援課(総合福祉センター「絆」内 ☎287-2525)へ申し込みください。

毎年1月は、償却資産(事業用資産)の申告時期です

固定資産税「償却資産」の申告を忘れずに!

【問い合わせ】

税務課資産税担当
(☎282-1711 内線1111)

■「償却資産」とは…

法人や個人で、事業(工場・商店の経営や、駐車場・アパートの貸し付けなど)を行っている方が、その事業のために用いている構築物や機械、備品等を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

■申告は1月31日(火)まで

村内に償却資産を所有している方は、1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告する必要があります。毎年申告を行い、申請書の送付を希望されている方には、12月8日から順次、案内を郵送していますが、新たに申告が必要な方や案内が届かない方、また前回電算申告をした方で申告書等の送付を希望する方は、お問い合わせください。

償却資産の申告は「該当資産なし」でも必要です。

賃借人・テナント入居者等が取り付けた内装・造作・建築設備等の事業用資産は、賃借人が償却資産として申告してください。

■太陽光発電設備を設置した方へ

太陽光発電設備(屋根材一体型のパネルを除く)は、償却資産の申告対象となる場合があります。下表に該当する設備を所有している場合は、申告をお願いします。

設置者	設備の発電出力	
	10kW未満	10kW以上
法人、個人(事業用)	申告対象	申告対象
個人(住宅用)	申告対象外	申告対象

業種ごとの対象償却資産の例

各業種共通	パソコン、ファックス、レジスター、看板、外構、駐車場舗装など
小売業	陳列ケース、冷蔵庫、冷蔵ストッカー、自動販売機など
飲食業	冷蔵庫、調理設備、椅子、テーブル、カウンターなど
理・美容業	椅子、タオル蒸し器、パーマ器、サインポールなど
製造業	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス、金型、測定工具など
医療・薬局業	ベッド、手術機器、医療機器、歯科ユニット、調剤機器など
不動産(アパート、駐車場等)貸付業	駐車場舗装、外構、フェンス、ごみ捨て場、自転車置き場など
建設業	建設機械、発電機、カッター、ブルドーザー、ショベルカーなど

東日本大震災による被災代替資産の特例や再生エネルギー発電設備の特例等については、村公式ホームページをご覧ください。

申告の有無を問わず、償却資産の所有状況について、帳簿等の提出を求めたり、現地調査等を行ったりする場合がありますので、ご協力をお願いします。